



熊本県公報

第 1 2 6 5 4 号

平成 29 年 9 月 8 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 漁船保険義務加入同意の承認 (宮野河内加入区) …… (団体支援課) 1
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい者支援課) 1
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定…………… (//) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (//) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (//) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (//) 3
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 3

公 告

- 道路の位置の指定…………… (建築課) 3
- 道路の位置の指定…………… (//) 3
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 4
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 4
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 4
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届…………… (商工振興金融課) 4
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出に対する市町村からの意見… (//) 5
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (農村計画課) 5
- 肥料登録有効期間更新…………… (農業技術課) 6
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (農地・担い手支援課) 6
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (//) 7
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (//) 7
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (//) 7
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (//) 8

登 載 依 頼

- 環境影響評価方法書の作成及び説明会の開催…………… (株式会社エネ・ビジョン) 8
- 熊本県公職選挙執行規程の一部を改正する規程…………… (選挙管理委員会) 9
- 平成 29 年度熊本県環境審議会鳥獣部会の開催…………… (環境審議会鳥獣部会) 9

告 示

熊本県告示第 802 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 41 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 78 条の規定により公示する。
平成 29 年 9 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社山本介護支援事務所	このはりハビリ倶楽部	玉名郡玉東町木葉 175 番地 7	平成 29 年 9 月 1 日	通所介護

熊本県告示第 803 号

漁船損害等補償法 (昭和 27 年法律第 28 号) 第 112 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、宮野河内加入区について同法第 112 条第 1 項の規定による同意があったものと認めるので、同法第 112 条の 2 第 3 項の規定により公示する。
平成 29 年 9 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第 804 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 21 条の 5 の 24 の規定により公示する。

平成 29 年 9 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
放課後等デイサービス ウィズ荒尾 荒尾市大正町 2-7-4	パインテール合同会社 荒尾市増永 2727 番地 24 松尾 宗俊	平成 29 年 9 月 1 日	4350300085	指定放課後等デイサービス

熊本県告示第 805 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 21 条の 5 の 24 の規定により公示する。

平成 29 年 9 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
こども発達サポートセンターびーぶる 阿蘇市内牧 353 番地	株式会社ワンバイワン 阿蘇市一の宮町手野 2443 井野 尊晴	平成 29 年 9 月 1 日	4352800058	指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス

熊本県告示第 806 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 78 条の規定により公示する。

平成 29 年 9 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
エーティーエス株式会社	福祉用具販売 A T S	八代市郡築三番町 81-2 チェリーブロッサム II 105 号室	平成 29 年 9 月 1 日	特定福祉用具販売

熊本県告示第 807 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 115 条の 10 の規定により公示する。

平成 29 年 9 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
エーティーエス株式会社	福祉用具販売 A T S	八代市郡築三番町 81-2 チェリーブロッサム II 105 号室	平成 29 年 9 月 1 日	特定介護予防福祉用具販売

熊本県告示第 808 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 78 条の規定により公示する。

平成 29 年 9 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社ポラリス	ケアサポートあらし	荒尾市宮内 8 4 4-10 KM ビル 3 0 1 号	平成 2 9 年 9 月 1 日	訪問介護

熊本県告示第 8 0 9 号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 2 6 年法律第 8 3 号）附則第 1 1 条及び第 1 4 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 5 条の規定による改正前の介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、公示する。

平成 2 9 年 9 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社ポラリス	ケアサポートあらし	荒尾市宮内 8 4 4-10 KM ビル 3 0 1 号	平成 2 9 年 9 月 1 日	介護予防訪問 介護

熊本県告示第 8 1 0 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 9 年 9 月 8 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 9 年 9 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	人吉水上線	人吉市願成寺町字二本松 1 3 8 4 番 2 地先から 球磨郡相良村字永谷 3 3 6 2 番 1 地先まで	101.1	防交安 (交通安全)

2 供用を開始する期日 平成 2 9 年 9 月 1 2 日

公 告**熊本県公告第 5 0 8 号**

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 2 9 年 9 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 玉名市立願寺 1 3 9 2 番地 1
- 2 築造者の氏名 株式会社やましょう不動産
- 3 道路の位置 玉名市中尾字川原 1 番 4、同 2 1 番 2 並びに里道及び水路の一部
- 4 道路の幅員 4. 0 0 メートルから 5. 2 0 メートルまで
- 5 道路の延長 4 0. 2 7 メートル
- 6 指定年月日 平成 2 9 年 8 月 2 1 日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建一第 4 2 号

熊本県公告第 5 0 9 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 2 9 年 9 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 菊池郡大津町大字陣内 1 3 5 6 番地
- 2 築造者の氏名 インペリアル合同会社
- 3 道路の位置 菊池郡大津町大字大津字上鶴 1 5 2 4 番 3 及び水路の一部
- 4 道路の幅員 4. 2 3 メートルから 5. 5 5 メートルまで
- 5 道路の延長 7 1. 3 5 メートル

6 指定年月日 平成29年8月24日
7 指定番号 熊本県指令北景建二第104号

熊本県公告第510号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成29年9月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町新山三丁目3190番109、同3190番110、同3190番111、同3190番112、同3190番113、同3190番670、同3190番671、同3190番672、同3190番673、同3190番674、同3190番675、同3190番676、同3190番677、同3190番678、同3190番679、同3190番680、同3190番681、同3190番862、同3190番863、同3190番864、同3224番12、同3225番4、同3225番5、同3225番18、同3225番19及び同3225番21
19、876.83平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡菊陽町大字原水2847番地
株式会社ジャパンメディア

熊本県公告第511号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成29年9月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
山鹿市熊入町字西田226番4の一部、同226番9の一部、同227番3の一部、同227番4、同229番1、同232番1の一部、同233番1及び同233番2の一部
1、317.22平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
福岡県八女市黒木町本分1174番地3
吉田 慶二郎
福岡県八女市黒木町本分1174番地3
吉田 敏子

熊本県公告第512号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成29年9月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字中尾上2968番1の一部、同2968番4、同2969番1、同2969番2及び同2970番2、091.60平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡大津町大字室955番地
医療法人潤心会

熊本県公告第513号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。
平成29年9月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス八代竜北店
八代郡氷川町大字網道字式式番割274番2外
- 2 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 川村 嘉則
(変更後) 三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 橘 正喜

(2) 変更の年月日
平成 29 年 6 月 28 日

3 届出年月日
平成 29 年 8 月 28 日

4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部八代地域振興局振興課
平成 29 年 9 月 8 日から平成 30 年 1 月 8 日まで

熊本県公告第 514 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出について同法第 8 条第 1 項の規定により人吉市から意見を聴取したので、同条第 3 項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。
平成 29 年 9 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス人吉インター店

人吉市鬼木町字北田 1014 番 1 ほか

2 人吉市から聴取した意見の概要

(1) 地元住民等説明会において周辺住民から出された疑義、質問等については、誠実に対応すること。

また、施設の着工に当たっては、周辺住民等とトラブルが起きないように、工事の内容等について周知徹底を図ること。

(2) 「騒音規制法」、「振動規制法」、「悪臭防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「熊本県生活環境の保全等に関する条例」、「人吉市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例」、「人吉市環境基本条例」、「人吉市生活環境保全美化条例」等環境保全に関する法律・条例の規定を遵守し、所在地周辺地域の生活環境保全に配慮し、特に次に掲げる事項に留意すること。

ア 騒音、振動、悪臭、粉塵、周辺水路の汚濁等の防止に努めること。
イ 「騒音規制法」、「振動規制法」及び「熊本県生活環境の保全等に関する条例」に定める特定施設を設置する場合は、所定の届出書を提出すること。また、規制基準を遵守すること。

ウ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「人吉市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例」を遵守し、事業活動に伴い生じた廃棄物を適正に保管・処分すること。

エ 「人吉市環境基本条例」第 6 条に定める事業者の責務を遵守すること。

(3) 店舗前の市道は人吉インターチェンジに近く、また通勤路線として交通量も多い。また、過去には子どもたちの事故も発生していることから、児童生徒の交通事故防止に向けた学校への丁寧な対応に努めること。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局総務振興課
平成 29 年 9 月 8 日から平成 29 年 10 月 8 日まで

熊本県公告第 515 号

熊本市に事務所を置く梅洞土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により公告する。
平成 29 年 9 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	田中 博文	熊本市西区西松尾町 3 7 3 8 番地
理事	中川 良一	熊本市西区西松尾町 4 6 8 4 番地 1
理事	上野 哲朗	熊本市西区西松尾町 4 3 0 8 番地
理事	志垣 保	熊本市西区西松尾町 5 2 1 3 番地 7
理事	坂田 憲昭	熊本市西区西松尾町 4 7 8 0 番地
理事	坂本 忠義	熊本市西区西松尾町 4 7 8 3 番地
理事	上野 満義	熊本市西区西松尾町 3 8 4 5 番地
理事	辻野 米喜	熊本市西区西松尾町 4 4 4 8 番地
監事	上村 通	熊本市西区西松尾町 4 7 4 7 番地 2
監事	福島 弘行	熊本市西区西松尾町 4 2 4 4 番地
就任		
理事	田中 博文	熊本市西区西松尾町 3 7 3 8 番地
理事	中川 良一	熊本市西区西松尾町 4 6 8 4 番地 1

理事	上野 哲朗	熊本市西区西松尾町 4 3 0 8 番地
理事	坂田 憲昭	熊本市西区西松尾町 4 7 8 0 番地
理事	坂本 忠義	熊本市西区西松尾町 4 7 8 3 番地
理事	上野 満義	熊本市西区西松尾町 3 8 4 5 番地
理事	辻野 米喜	熊本市西区西松尾町 4 4 4 8 番地
理事	志垣 明	熊本市西区西松尾町 5 2 1 3 番地 7
監事	上村 通	熊本市西区西松尾町 4 7 4 7 番地 2
監事	福島 弘行	熊本市西区西松尾町 4 2 4 4 番地

熊本県公告第 5 1 6 号

肥料取締法（昭和 2 5 年法律第 1 2 7 号）第 1 2 条第 2 項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第 1 6 条第 1 項の規定に基づき公告する。
平成 2 9 年 9 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第 1 4 0 4 号	混合有機質肥料	混合有機質肥料 3 号	窒素全量 : 8 . 0 りん酸全量 : 2 . 0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	大東肥料株式会社 熊本県八代市鏡町鏡 1 1 5 9 番地 3	平成 3 5 年 8 月 2 9 日
熊本県肥第 1 4 6 2 号	混合有機質肥料	混合有機質肥料 1 0 号	窒素全量 : 4 . 8 りん酸全量 : 1 6 . 0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	大東肥料株式会社 熊本県八代市鏡町鏡 1 1 5 9 番地 3	平成 3 5 年 9 月 7 日

熊本県公告第 5 1 7 号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 2 9 年 9 月 8 日から同月 2 1 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成 2 9 年 9 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
高田 克昭	八代市鏡町鏡	八代市鏡町鏡字津口八番割 6 5 0 番 1
高田 克昭	八代市鏡町鏡	八代市鏡町鏡字津口八番割 6 4 8 番 1
前田 初男	八代市鏡町下村	八代市鏡町中島字大坪 1 3 3 9 番ほか 3 筆
泉 泰親	八代市鏡町宝出	八代市鏡町宝出字七番割 2 0 3 番 1
本島 和昭	八代市鏡町北新地	八代市鏡町北新地字五番割 9 6 9 番 1
平崎 和行	八代市鏡町中島	八代市鏡町中島字小溝 8 2 7 番
前田 正秀	八代市日奈久大坪町	八代市日奈久新開町字大井手西割 6 0 番 2 9
株式会社アグリ日奈久	八代市日奈久新開町	八代市催合町字北割 2 1 番 1 ほか 1 6 筆
木下 眞一	八代市南平和町	八代市南平和町 1 6 9 番ほか 4 筆
農事組合法人タックやつしろ	八代市古閑下町	八代市井揚町字参番割 3 2 1 0 番 1 ほか 1 筆
合同会社あぐり税所	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字原田川 1 2 5 0 番 1
内山 幸一	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字一武字門田 3 0 0 1 番 2 4

稲田 秀敏	天草市倉岳町棚底	天草市倉岳町棚底字山仁田 9 9 0 番
山下 久直	天草市楠浦町	天草市楠浦町字平尾 7 1 6 4 番 2 ほか 3 筆

2 申請年月日
平成 2 9 年 8 月 2 2 日

熊本県公告第 5 1 8 号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 2 9 年 9 月 8 日から同月 2 1 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成 2 9 年 9 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
福田 誠也	熊本市南区富合町木原	熊本市南区富合町木原字鱈塚 1 3 1 0 番 ほか 2 筆
農事組合法人熊本 すぎかみ農場	熊本市南区城南町永	熊本市南区城南町千町字藤原 2 3 6 3 番 1
中村 大輔	熊本市西区上代	熊本市西区城山薬師二丁目 3 3 0 番

2 申請年月日
平成 2 9 年 8 月 2 3 日

熊本県公告第 5 1 9 号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 2 9 年 9 月 8 日から同月 2 1 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成 2 9 年 9 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人伊倉	玉名市宮原	玉名市伊倉南方字尾坪 4 8 0 番ほか 6 筆

2 申請年月日
平成 2 9 年 8 月 2 4 日

熊本県公告第 5 2 0 号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 2 9 年 9 月 8 日から同月 2 1 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成 2 9 年 9 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
森下 文夫	上益城郡嘉島町下六嘉	上益城郡嘉島町大字下六嘉字塚田 2 4 4 1 番ほか 3 筆
吉田 克	球磨郡湯前町田上	球磨郡湯前町大字木ノ下 4 9 0 2 番ほか 2 筆
株式会社よしまつ	球磨郡あさぎり町深田西	球磨郡相良村大字川辺字城ノ上 4 1 4 8 番 3 0 ほか 1 筆

2 申請年月日
平成 2 9 年 8 月 2 4 日

熊本県公告第521号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成29年9月8日から同月21日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成29年9月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
長井 賢輔	天草市倉岳町浦	天草市倉岳町浦字四反田1223番ほか3筆
農事組合法人本町営農組合	天草市本町本	天草市本町本字野田2705番3
松下 尚充	天草市本町本	天草市本町本字惣太郎2306番3

2 申請年月日

平成29年8月25日

登載依頼**公告**

熊本県環境影響評価条例（平成12年熊本県条例第61号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により作成した環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）について、条例第7条の規定により、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。また、条例第7条の2第1項の規定により開催する方法書の記載事項を周知するための説明会について、条例第7条の2第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年9月8日

株式会社エネ・ビジョン 代表取締役 和田 浩一

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社エネ・ビジョン

(2) 代表者の氏名 代表取締役 和田 浩一

(3) 主たる事務所の所在地 愛知県名古屋市中千種区今池四丁目1番29号

2 対象事業の名称、種類及び規模

(1) 名称 (仮称)くまもと森林発電八代バイオマス発電所建設事業

(2) 種類 火力発電所設置事業

(3) 規模 火力発電所の設備の出力 75,000kW
火力発電所の燃料使用量 約15.8kL/h（重油換算値）

3 対象事業実施区域の位置

熊本県八代市新港町二丁目3番1号、3番2号

4 方法書の縦覧及び公表の方法及び期間

(1) 場所

ア 熊本県庁（行政棟新館1階情報プラザ）

イ 八代市役所（環境課）

ウ 八代コミュニティセンター

エ 松高コミュニティセンター

オ 郡築コミュニティセンター

カ 八代市水処理センター

(2) 期間 平成29年9月7日（木）から平成29年10月6日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(3) 時間 午前9時00分から午後5時00分まで

(4) 電子縦覧 <http://www.enev.co.jp/>

5 意見書の提出

方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見を書面により事業者に出すことができる。

6 意見書の提出期限及び提出方法その他意見書の提出に必要な事項

(1) 提出期限 平成29年10月20日（金）（当日消印有効）

(2) 提出方法 縦覧場所（熊本県庁を除く）に備え付けの意見書箱への投函、または問い合わせ先への郵送

(3) 意見書の提出に必要な事項

意見書には次に掲げる事項を記載すること。

ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 意見書の提出の対象である方法書の名称

ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由（日本語により記載すること。）

7 説明会の開催

- (1) 日時 平成29年9月21日（木）午後6時30分から午後8時まで
(2) 場所 やつしろハーモニーホール 市民ホール 熊本県八代市新町5番20号

8 問い合わせ先

〒100-0011
東京都千代田区内幸町二丁目2番2号 富国生命ビル13階
株式会社エネ・ビジョン 東京支店 営業部（担当）和田、渡辺
電話 03-5501-1361

熊本県選挙管理委員会告示第28号

熊本県公職選挙執行規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。
平成29年9月8日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松 永 榮 治

熊本県公職選挙執行規程の一部を改正する規程
熊本県公職選挙執行規程（平成12年熊本県選挙管理委員会告示第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「数開票区を設け、又は数町村」を「、又は数市町村」に、「を合せて1開票区」を「の全部若しくは一部を合わせて、開票区」に改め、同条第2項前段中「市町村委員会は、当該市町村の区域を分けて数開票区を設ける必要があると認めるときは」を「令第10条の2第1項から第3項までの規定による届出は」に、「県委員会にその旨を申し出なければならない」を「行わなければならない」に改め、同項後段を削る。
第3号様式中「申出」を「届出」に、「申し出ます」を「届け出ます」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

熊本県環境審議会鳥獣部会公告第1号

平成29年度熊本県環境審議会第1回鳥獣部会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりとする。
平成29年9月8日

熊本県環境審議会鳥獣部会部会長 阿 部 正 喜

1 開催日時

平成29年9月13日（水） 午後1時30分から午後3時30分まで

2 開催場所

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館13階 展望会議室

3 議題

- (1) 北向山鳥獣保護区北向山特別保護地区の指定について
(2) 第12次鳥獣保護管理事業計画の策定について
(3) 第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）の策定について
(4) 第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）の策定について

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに当会議の会場において、受付のうえ、事務局の指示に従い会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、会場にて午後1時00分から先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問合せ先

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県環境生活部環境局自然保護課
（電話096-333-2275）